

令和 8 年熊本地震に係る死者の氏名等の公表に関する
報道機関への不適切な対応について

令和 8 年熊本地震に係る死者の氏名等の公表に関し、本市が報道機関に対して提供した資料において、ご遺族の同意確認が完了していない方の氏名等を記載した情報を F A X で送信してしまいました。

関係するご遺族の皆様をはじめ、市民の皆様、報道機関の皆様に多大なご心痛をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことが発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。

詳細は以下のとおりです。

1 事案の内容

（１）事案の概要

令和 8 年 8 月 6 日、県と共に予定していた令和 8 年熊本地震に係る死者の氏名等の公表について、ご遺族の同意が得られていない情報を報道資料として作成し、報道機関 17 社に送付したものの。

その後、県からの指摘により、本市が 8 月 6 日 16 時に FAX 送信しました報道資料にはご遺族の同意確認ができておらず、対象ではない方が含まれていることが判明したため、直ちに報道機関へ連絡し、報道資料の使用停止及び訂正をお願いした。

なお、送信した報道資料については 8 月 7 日 10 時に回収済み。

（２）誤って公表した情報

令和 8 年熊本地震に起因する死者の氏名、住所、年齢、死因等

※本来は、ご遺族の同意確認が完了していないため公表すべきでない情報であった。

（３）発生・判明

発生日時：令和 8 年 8 月 6 日（木）16 時 00 分（FAX 送信）

判明日時：令和 8 年 8 月 6 日（木）16 時 10 分（県からの指摘）

2 経緯

令和8年8月6日（木）15時32分

- ・県から、同日16時に令和8年熊本地震に係る死者情報の報道発表を行うとの連絡があった。
- ・県から「1名について、ご遺族の同意が得られていないため、氏名を公表せず、居住市町村、年代、性別及び死因のみを公表する」との説明を受けた（本市が提供した報道資料に掲載した方については同意が得られているものと誤認）。

令和8年8月6日（木）15時37分

- ・県の報道資料（別紙②）を受信し内容を確認した。
- ・県資料中の「御遺族の同意あり」の欄が空欄であった（秘匿性が高い情報であるため、市へ提供する資料であっても記載されていないものと誤認した。）。

令和8年8月6日（木）16時00分

- ・報道機関17社へFAX送信するとともに、記者室への資料掲出を行った。

令和8年8月6日（木）16時10分

- ・県に改めて報道資料について確認したところ、本市が報道機関に送信した資料については、ご遺族への連絡が取れておらず同意確認が完了していない方がいたことが判明した。

令和8年8月6日（木）16時11分～

- ・広報課と協議し、報道機関17社へ送付したFAXが誤りであることを広報課より連絡し、報道を控えていただくようお願いした。
- ・報道資料の訂正文を作成し、県に確認いただくようお願いした。

令和8年8月6日（木）17時00分

- ・報道機関へ改めて電話連絡を行い、事案の説明及び送付資料回収への協力をお願いした。

令和8年8月6日（木）17時45分～

- ・各報道機関を直接訪問し、資料回収を開始した。
（回収状況は、11社回収、6社現地廃棄）

令和8年8月6日（木）17時53分

- ・報道各社へ訂正の報道資料をFAXで送信した。

3 事案発生後の対応状況

ご遺族宅を訪問し、謝罪と経緯説明を行う。

4 原因

- （1）県から提供された資料の内容について疑義が生じたにもかかわらず、県へ確認を行わなかったこと。

(2) 組織内の確認手続きが不十分であったこと。

5 再発防止策

- (1) ご遺族の同意の有無について文書により確認し、公表対象者を複数職員で確認した上で、発表前に県へ市の報道資料を提供し、情報の相互確認を行う。
- (2) 緊急時においても組織内の確認・決裁手続きを徹底する。
- (3) 報道発表に関する研修を実施し、職員の意識向上を図る。

【お問い合わせ先】

熊本市役所 政策局危機管理防災部危機管理課
電話：０９６－３２８－２４９０
課長：住谷 憲昭（すみや のりあき）